

19 基準認証等関係

ア 共通的な指針に基づく見直し

(ア) 自己確認化等

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
ソフトウェア無線設備に関する技術基準適合証明方法の導入 (総務省) <ITアの再掲>	ソフトウェア無線技術を利用した無線設備について、ソフトウェア無線技術の研究開発動向を見極めつつ、当面実用化が見込まれるものについて技術基準適合証明の方法等を検討し、必要に応じ措置を講じる。	検討・結論	措置		<ITアの再掲>	
超音波診断装置の薬事法に基づく申請 (厚生労働省)	超音波診断装置の薬事法に基づく申請について、一定の要件を満たしている場合には、当該企業が行う安全性試験検査データをもって、公的機関の検査データに代えることを可能にすることについて検討し、所要の措置を講ずる。		措置		(厚生労働省) 超音波画像診断装置を含む医療機器の申請については、薬事法が改正され、平成17年4月より申請に関する手続が変更されたことから、一定の要件を満たしていれば、公的機関による試験結果であることを要しなくなった。 超音波画像診断装置は、認証基準の定められた指定管理医療機器であり、平成17年4月より登録認証機関による認証制度に移行したことから、当該規制の対象外となった。	

(イ) 国の代行機関

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考															
事項名	措置内容	実施予定時期																			
		16年度	17年度	18年度																	
法令等に基づき公益法人が行う検査・検定等の業務における事業者の自己確認・自主保安、第三者認証等への移行 (内閣官房、総務省、関係府省)	(内閣官房) 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定)に基づき、検査・検定等の事務を指定法人に行わせる制度から、明確な基準に合致する者であれば公益法人に限らずいかなる者でも登録を受け検査等業務を実施できる制度(登録制)に改正する等の措置を講ずる。 (総務省) 上記閣議決定に基づき、関係府省における検査・検定等の業務の実施状況についてフォローアップを行い、当該調査結果については「公益法人に関する年次報告」において公表する。	17年度末までのできるだけ早い時期に実施			(総務省) 平成17年度末時点における措置状況は以下のとおり。 (下表のカッコ内は実施計画上の措置期限が平成17年度内とされたもので、内数である。) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象制度数、件数</th> <th>必要な措置を講じたものの数</th> <th>割合(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託等に係る事務・事業</td> <td>88 (85)</td> <td>88 (85)</td> <td>100.0 (100.0)</td> </tr> <tr> <td>推薦等に係る事務・事業</td> <td>107 (107)</td> <td>106 (106)</td> <td>99.1 (99.1)</td> </tr> <tr> <td>補助金等の見直し</td> <td>369 (332)</td> <td>358 (332)</td> <td>97.0 (100.0)</td> </tr> </tbody> </table> 「補助金等の見直し」の「必要な措置を講じたものの数」は、特段の理由があり必要な措置を講ずる必要がないとされた事項を含む。		対象制度数、件数	必要な措置を講じたものの数	割合(%)	委託等に係る事務・事業	88 (85)	88 (85)	100.0 (100.0)	推薦等に係る事務・事業	107 (107)	106 (106)	99.1 (99.1)	補助金等の見直し	369 (332)	358 (332)	97.0 (100.0)
	対象制度数、件数	必要な措置を講じたものの数	割合(%)																		
委託等に係る事務・事業	88 (85)	88 (85)	100.0 (100.0)																		
推薦等に係る事務・事業	107 (107)	106 (106)	99.1 (99.1)																		
補助金等の見直し	369 (332)	358 (332)	97.0 (100.0)																		
工業所有権に関する事務における民間参入の推進等 (経済産業省)	a 特許権の調査業務を行わせている指定法人については、今後、この業務が更に拡大すると見込まれるため、公益法人に限定せず、幅広く民間を指定することができるよう検討し、所要の措置を講じる。 【特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律(平成16年法律第79号)】	措置済	(10月施行)																		

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	b 実用新案権については、近年の登録が減少している状況を踏まえ、廃止も含めて検討し、所要の措置を講じる。 【特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律(平成16年法律第79号)】	措置済(17年4月施行予定)				
	c 知的財産戦略本部が定めた中長期目標の達成状況、内外からの制度に対する信頼感並びに現在進展している国際的な制度調和及び審査協力の取組に与える影響、民間企業における受託能力等を見極めつつ、従来技術調査に係る外注件数の増加、株式会社の参入等、工業所有権の登録事務の民間開放に関し検討する。		措置		(経済産業省) ・従来技術調査に係る外注件数 16年度 外注件数・・・17.8万件 17年度 外注件数・・・18.7万件 ・従来技術調査に係る登録調査機関への参入状況 平成18年3月31日現在、株式会社を含む3機関が参入。	

(ウ) 性能規定化

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
危険物施設の保安検査 (総務省) <危険工 の再掲>	「危険物保安に係る技術基準の性能規定化に関する調査検討会」における検討結果を踏まえ、危険物施設の保安検査に当たって適用される基準を含む危険物規制に関する技術基準のうち、可能なものについての性能規定化を検討し、所要の措置を講ずる。 【危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成17年政令第23号)】	一部措置済(17年4月施行予定)	可能な事項から逐次実施		<危険工 の再掲>	
防災資機材としてのいわゆる S型泡放射砲の採用の容認 (総務省) <危険才 の再掲>	- S型泡放射砲について、複数の3点セット(大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車)を保有する場合における2セット目以降の大型高所放水車と代替できるよう、所要の措置を講じる。		措置		<危険才 の再掲>	

軌道上の特別高圧送電線の施設規制の緩和 (国土交通省) <運輸ア の再掲>	軌道上を交差する特別高圧送電線について、軌道の外側から3メートルの範囲内にある部分の長さが100メートル以下となるよう施設しなければならないとされている規定について、性能規定化の検討を早急に進める。	検討	<運輸ア の再掲>	
---	---	----	-----------	--

(エ) 国際的整合化

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
フォークリフトの速度制限の緩和 (国土交通省) <運輸ア の再掲>	車種区分により異なるフォークリフトの速度制限について、今後、国際整合性及び安全確保の観点から、国際的に車種区分が統一されるよう、関係者間で議論を進めた上で、その妥当性について検討を行う。	検討(16年度以降)			<運輸ア の再掲>	
自動車装置の相互承認の拡大 (国土交通省)	我が国での安全の確保及び環境の保全に十分配慮しつつ、関係業界の要望も踏まえて、我が国の基準と車両等の型式認定相互承認協定(略称)に基づく認定規則との整合化作業を進め、相互承認による負担の軽減等効果が大きいものから採用を拡大する。 【道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則等の改正 平成18年3月31日国土交通省令第22号】	逐次実施			(国土交通省) 車両等の型式認定相互承認協定への加盟以降、現在までに30項目の認定規則との整合化を図っている。今後も、引き続き安全・環境基準のレベル維持、基準調和における経済的效果等を考慮し、段階的な規則の整合化を進めていく予定であり、チャイルドシート等を車両等の型式認定相互承認協定に基づく相互承認対象装置に追加するための道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則等の改正を平成18年3月31日に公布したところである。	
ナンバープレートの寸法と取付方法の国際標準化の推進 (国土交通省)	ナンバープレート寸法及び取付方法の国際標準化を進めるべく、EUと共同でUN/ECE/WP29(自動車基準調和世界フォーラム)の場に提案し検討を行う場を設定する。	検討	検討		(国土交通省) 日本とEUが共同でWP29(国連欧州経済委員会・自動車基準調和世界フォーラム)に、自動車登録番号標のサイズ及び取り付け方法の国際標準化を提案することで実務的に合意しており、今後議論を行っていくこととしているところである。	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
通信端末機器等及び電気製品に関する相互承認の積極的推進 (総務省、経済産業省、外務省)	通信端末機器等及び電気製品について、輸出入の円滑化を図る観点から、技術・検査体制等の同等性の確保に配慮しつつ、必要に応じて、諸外国との間で相互承認を実施する。	必要に応じて検討・措置			(総務省、経済産業省、外務省) ・フィリピン及びタイとの経済連携協定の大筋合意(フィリピン:平成16年11月29日、タイ:平成17年9月1日)において、電気製品に関する相互承認を実施することを確認し、現在、詳細について検討を行っているところ。 ・米国との間で通信端末機器等に関する相互承認協定の締結交渉を開始(平成17年11月29日)	
化粧品の配合可能成分リスト(ポジティブリスト)の見直し (厚生労働省) ＜流通Aの再掲＞	化粧品の製造・輸入販売の規制方法について、更なる国際整合化を目指し、科学的根拠が示された場合には、配合可能成分リスト(ポジティブリスト)の見直しを図る。	逐次実施			＜流通Aの再掲＞	
食品添加物の指定品目の拡大 (厚生労働省)	香料を含めた食品添加物のうち、安全性等の科学的評価が国際的に確立し、かつ国際的に汎用されているものについては、国内において使用可能となるよう、評価方法・指定品目の見直しを行う。 【食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(平成16年厚生労働省令第181号)】 【平成16年5月27日付通知(府食第590号)ほか】	一部措置済 (12月施行)	結論を得たものから順次実施		(厚生労働省) 安全性等の科学的評価が国際的に確立し、かつ、国際的に汎用されている食品添加物(46品目と香料)については関係資料が整備された品目から逐次指定のための手続を進めており、12品目(うち香料8品目を含む。)について、食品安全委員会及び薬事・食品衛生審議会における審議を経て、平成16年厚生労働省令第181号(平成16年12月24日)、平成17年厚生労働省令第20号(平成17年2月24日)、平成17年厚生労働省令第34号(平成17年3月22日)、平成17年厚生労働省令第95号(平成17年4月28日)、平成17年厚生労働省令第131号(平成17年8月19日)、平成17年厚生労働省令第165号(平成17年11月28日)により省令の改正を行うなどして、その使用を認めたところである。	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
医薬品等の製造に係るGMP基準 (厚生労働省)	a 医薬品、医療用具について、日米欧間でGMP(Good Manufacturing Practice:製造管理及び品質管理に関する基準)の同等性や査察技術の同等性などを確認し、GMP相互承認を実施する。	交渉結果を踏まえ速やかに実施			(厚生労働省) 医薬品GMP分野の日-EU相互承認協定について、同等性が再確認できた医薬品の相互承認に関する協定の運用を平成16年5月29日より開始している。なお、米国に対してGMP相互承認についての積極的な取組を要請している。	
	b アジア諸国等に対し、医薬品の製造管理に関する技術協力を推進するとともに、その製造管理技術の向上を踏まえつつ、GMP相互承認を実施する。	外国からの要請を受けて対応				
医療用具の製造の承認 (厚生労働省)	a 日米欧の医療用具に係る規制について、承認の不要の範囲を含め、国際的な整合化を推進する。	医療用具国際整合化会合に参画し、その結果を踏まえ速やかに措置			(厚生労働省) 平成17年4月より原則としてGHTFのリスク分類基準に基づく医療機器のクラス分類を実施し、クラスの医療機器については、ISO規格を準用したJIS規格を可能な限り用いた認証基準を372本作成した。	
	b 諸外国から医療用具に関する相互承認協議の要請があった場合には、その推進について積極的に対応する。	要請を受けて対応				
医療用具の承認申請時の臨床試験データ要否の区分に関する国際整合化 (厚生労働省)	ISO TC 210において行われている医療用具の分類・名称の国際統一のための協議会(GMDNプロジェクト)に積極的に参加し、国際統一を早期に行うべく提案を行う。	逐次実施			(厚生労働省) 我が国の医療機器の一般的名称は原則として、医療機器国際一般的名称に揃えるよう整理し直して平成16年7月に告示し、平成17年4月から4044の医療機器一般的名称を施行した。	
JIS規格の整備 (経済産業省)	技術基準の性能規定化に併せて、必要に応じ、その基準に適合する仕様の例として活用できるようJIS規格の整備を行うとともに、適切な民間規格、外国規格が整備されている場合には、同様にそれらの活用を図る。	必要に応じ実施			(経済産業省) 強制法規当局と連携し、技術基準の性能規定化の状況を踏まえて、強制法規へのJIS規格の引用促進に向けた検討を実施。	
ねずみ族免除証明書及び免除免除証明書の有効期間 (厚生労働省)	外国政府が発給したねずみ族免除証明書及び免除免除証明書の有効期間の見直しの必要性については、現在世界保健機関で行われている国際保健規則の見直しの結果を踏まえて検討する。	国際保健規則の見直しを踏まえて検討			(厚生労働省) 改正された国際保健規則の発効平成19年6月までに、引き続き検討を行う。	

(オ) 検査代行機関の指定要件等

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		16年度	17年度	18年度			
高圧ガス製造施設等の検査 (経済産業省) <危険イの再掲>	優良事業者による自己検査の制度を適切に運用するため、認定基準等について、随時必要な見直しを行い、制度の運用に万全を期す。 【冷凍保安規則等の一部を改正する省令(平成16年経済産業省令第109号)】	措置済 (3月施行)				<危険イの再掲>	

(カ) 重複検査の排除

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		16年度	17年度	18年度			
強制法規と工業標準化法との重複検査の排除 (経済産業省)	強制法規及び工業標準化法の各指定・認定機関等について、それぞれの法令で定める要件に合致する場合には、可能な限り相互の活用を図ることにより、重複検査を排除し、効率的な認証体制を構築する。	逐次実施				(経済産業省) 現行の工業標準化法に基づく適合性評価制度について、強制法規担当部局を含む制度ユーザーの多様なニーズに応える自由度が高く、かつ、信頼される制度にする等の観点から、工業標準化法を改正(平成16年6月9日公布、平成17年10月1日施行)。 工業標準化法上の登録認証機関制度による認証機関の登録について、他法令(製品安全4法等)に基づきISO/IECの定める基準を満たした事業者については、その要求事項の重複部分の検査を排除した。	

イ その他（検査周期の延長、基準の緩和・簡素化・統一化・整合化）

規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）（平成17年3月25日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		16年度	17年度	18年度			
<p>J I S 制度の改善 （経済産業省及び関係府省）</p>	<p>関係府省が連携して可能な限り J I S 規格と技術基準、政府調達の調達基準等との整合化を図る。</p>	継続的に検討・逐次実施			<p>（経済産業省） 平成17年4月に施行された改正薬事法（昭和35年法律第145号）において、同法第23条の2第1項に基づき厚生労働大臣が定める指定管理医療機器等の基準として J I S を引用すべく、厚生労働省の担当部局と技術基準の内容について検討・調整し、平成16年度中に190件、平成17年度中は12件の J I S の制定・改正をした。平成18年度も引き続き、改正薬事法において指定管理医療機器等の基準として、J I S を引用すべく、J I S の制定・改正を行う。 計量法の技術基準として J I S を引用するため、非自動はかり等7機種については、平成17年3月に J I S を制定・改正し、当該 J I S を引用するための省令改正を実施。 高圧ガス保安法特定設備検査規則に定められている材料の許容曲げ応力に関する規定について、J I S B 8 2 6 5（2003）との整合化を図った（平成17年3月31日施行）。</p>		
<p>電気用品安全法に関する規制の見直し （経済産業省）</p>	<p>国際基準の動向を踏まえ、タイムリーな改訂による国際整合化を図る。</p>	適宜実施			<p>（経済産業省） I E C 規格等国際規格の動向を踏まえ、国内基準の国際整合化について、検討を行って適宜実施することとしている。</p>		
<p>医薬部外品の承認基準の拡充 （厚生労働省）</p>	<p>医薬部外品で、いまだ承認基準が作成されていない育毛剤、腋臭防止剤などにも承認基準制度を導入し、承認審査の迅速化を図る。</p>	逐次実施			<p>（厚生労働省） 医薬部外品の承認基準については、順次策定作業を進めている。</p>		
<p>繊維製品を対象にしたホルムアルデヒド測定方法の見直し （厚生労働省）</p>	<p>ベビー服等繊維製品を対象としたホルムアルデヒド含有基準について、検出機器の性能向上等を踏まえ、ホルムアルデヒドの測定方法を見直す。 【有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成16年厚生労働省令第104号）】</p>	措置済（6月施行）					

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
燃料電池自動車の車載状態での燃料タンクの再検査の実施(経済産業省)	車載状態で燃料電池自動車の燃料タンクの再検査を実施することについて、検査の合理化・効率化の観点を踏まえ、事業者側から提出された実験データの安全性を検証・評価した上で、安全性が確認されれば、技術基準を整備する。	措置済				
燃料電池自動車の車両適合基準の策定による車両認定制度の見直し(国土交通省)	現在、燃料電池自動車が公道を走行するためには、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)上、一台ごとに国土交通大臣の認定を行っているが、その大量販売を促進するため、必要な保安基準等の整備を行った上で、ガソリン車等と同様に、型式認定制度を整備する。	措置済				
電気事業法における個別安全管理審査の簡素化(経済産業省)	電気事業法における個別安全管理審査の受審項目(書類)について、定期事業者検査の方法に係る例示通達の解説を整備することで、事業者の当該審査に係る資料作成の負担を軽減し、審査の簡素化を行う。	措置済				
細菌の基準の統一(厚生労働省) <流通ウの再掲>	都道府県等が独自に定めている衛生基準(指導を行う際の目安となる指導基準)について、都道府県等の指導等の現状を調査し、措置内容を検討の上、所要の措置を行う。	措置済(3月)			<流通ウの再掲>	
輸出貿易管理令別表2該当貨物への輸出許可制度の緩和(経済産業省)	要望のあった貨物の輸出に際して、ある一定の契約に基づく複数回にわたる輸出につき、まとめて承認を得ることができる旨を周知する。	措置済				
炉頂圧ガスタービンの定期自主検査周期の延長(経済産業省)	炉頂圧ガスタービンについても、電気事業法施行規則第94条の2第2項に規定する定期自主検査周期の延長が可能となるよう検討し、措置する。 【火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する定期事業者検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について(内規)(平成17年3月7日)】	措置済				

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
通い容器の再輸入 手続きの見直し (財務省)	再輸入申告の際に、当該容器が本邦から輸出されたものであることを証するための輸出の許可書を税関長へ提出する手続きについて、その簡素化を検討する。同一性の確認、管理方法等について通い容器の利用実態を中心に関係者からヒアリングを本年6月までに終了し、ヒアリングの結果に基づいて、対応する。	措置済				
原子力発電所の設備利用率に係る規制の緩和 (経済産業省)	原子力発電所の検査制度に関して、安全上最も有効な検査頻度やリスク評価を踏まえた検査制度の基本的枠組みや、制度導入の進め方について検討し、結論を得る。	検討	結論		<p>(経済産業省)</p> <p>平成15年10月に原子力発電所の新検査制度が導入され、約2年間が経過した。規制当局としては、この間、事業者の自律的保守管理能力の向上、検査制度の透明性・中立性の向上等の実現を目指し取り組みを行ってきた。また、平成16年6月より原子力安全・保安部会において、検査の重複排除や重点化、安全規制へのリスク情報活用方針について検討しているところであり、リスク情報の活用方針については、原子力安全目標の在り方を含めた総合的検討に先行して、検査制度のみが単独でリスク情報活用を図ることは適当ではないとされている。</p> <p>しかしながら、今後、検査制度の改善に向けた検討を行う際の参考情報として、これまでの経験で活用可能なリスク情報を活用していくこと等の検討を行う予定である。</p> <p>このような状況を踏まえ、規制当局及び事業者における新検査導入後の取り組みをレビューするとともに、原子力安全規制へのリスク評価の導入の検討も含め、今後の検査制度改善に向けた検討を行うため、平成17年11月、原子力安全・保安部会に設置されている「検査の在り方に関する検討会」を再開した。平成18年6月頃を目途に報告書を取りまとめる予定。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
ガス事業におけるメンブレンガスホルダの認定の容認 (経済産業省)	海外で使用されているメンブレンガスホルダの材料、構造を調査し、「ガス工作物技術基準の解釈例」に、条件付でメンブレンガスホルダに関する基準を規定する方法について検討し、結論を得る。	検討	検討・結論		(経済産業省) 平成16年度は、メンブレンガスホルダの基準化に必要な事項について調査を行うとともに、基準の規定方法について検討を行った。平成17年度は、検討委員会を開催し、結果をとりまとめたうえで、結論を得た。	
電子式複合計器の最大需要電力計の検定試験方法の見直し (経済産業省)	「計量法に規定する特定計量器技術基準のJIS化に関する調査研究委員会/電力・電力量計WG」における電気計器全体に係る技術基準のJIS化見直し作業の結果を踏まえ、規制の在り方を検討する。	検討	検討		(経済産業省) 有識者による検討の結果、電子式複合計器の試験方法を効率化する方向で結論を得たところ。	
定格電流60Aの電子式単独計器の検定有効期間の見直し (経済産業省)	「計量法に規定する特定計量器技術基準のJIS化に関する調査研究委員会/電力・電力量計WG」における電気計器全体に係る技術基準のJIS化見直し作業の結果を踏まえ、規制の在り方を検討する。	検討	検討		(経済産業省) 計量行政審議会の審議を経て、定格電流20A及び60Aの電子式単独計器の検定有効期間を10年とする結論を得たところ。	
計器用変成器の有効期間の延伸 (経済産業省)	変成器自体の品質・耐久性や、実際の検定・検査受検に係る運用・手続きの円滑化の観点から、有効期間の見直しについて検討する。	検討	検討・結論		(経済産業省) 有識者による技術的検証により、計器用変成器の有効期間の延伸する方向で検討の結論を得たところ。	
電気工事士免状交付事務の民間へのアウトソーシング (経済産業省)	個人情報の厳格な管理等一定の要件を満たすことを条件とした上での委託が考えられる。よって、それを踏まえたスキームの措置を講じることとする。	措置済				
溶接用ケーブルの電気用品指定からの除外 (経済産業省)	平成17年度中に溶接用ケーブルを電気用品の指定から除外する方向で、平成16年度中に公聴会(電気用品安全法第49条)を開催する。 【電気用品安全法施行令の一部を改正する政令(平成16年政令第329号)】 【電気用品安全法施行規則等の一部を改正する省令(平成16年経済産業省令第103号)】	措置済				

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
高圧ガス保安法に基づく都道府県知事の許可を要さない変更工事の対象の周知徹底 (経済産業省)	高圧ガス設備の製造技術、検査技術等の状況により、製造することが適切であると経済産業大臣が認定する者が製造した同径・同材質・同強度の配管等への取り替えの工事であって、処理能力の変更を伴わないものについては、高圧ガス保安法に基づく都道府県知事の許可は不要である点を周知徹底する。		措置		(経済産業省) 措置内容について都道府県へ周知(平成18年3月10日付実施)。	
製油所装置内における特別高圧電気設備の設置 (経済産業省)	電気設備及び石油精製設備の双方の特性を踏まえ、これら事業上の実態についても把握した上で、日本電気技術規格委員会(JESC)等第三者専門家からなる委員会にて火災防止等の観点からの安全性が確認され次第、所要の改正等を行う。		検討・結論		(経済産業省) 製油所装置内に特別高圧の電気設備を設置しても保安上問題がないとする根拠について、製油所等を有する事業者側にて、検討を進めていただいているところ。 当該根拠について、日本電気技術規格委員会(JESC)等、第三者専門家からなる委員会にて火災防止等の観点からの安全性が確認され次第、所要の改正等を行う予定。	
21 工業用水の責任水量変更に関する情報提供等 (経済産業省)	工業用水に関する責任水量制は、制度上、国が関与するものではなく、工業用水道事業者と受水者の間で適切に解決されるべき問題であるが、近年における工業用水を取り巻く環境の変化を踏まえ、減量問題への対応事例について情報を収集整理し、その結果を対応の参考に資するよう事業者と受水者双方に情報提供するとともに、必要な助言を行うなど、事業者と受水者の間における適切な問題解決を促進するための措置を講ずる。		措置		(経済産業省) 7月に行われた事業者及び受水者団体が一堂に会する場(研究大会、日本工業用水協会主催)において、各事業者等が直面した個別事例に関して、情報の提供を呼びかけ工業用水に係る減量問題についての情報収集に努めるとともに、必要な助言を可能な限り行っている。	
22 時間帯別電力量計の検定の見直し (経済産業省)	時間帯別電力量計の検定を廃止することは困難であるが、当該検定作業の効率化等による手数料の見直しについて平成17年度も引き続き行う。 また、型式等が異なる場合でも、構造的に計量値の誤差が生じず、その適正が型式試験のみで確認が可能であるかについては、十分な技術的検証がなされるべきであり、必要となる検討も行う。		検討		(経済産業省) 電気計器の検定手数料について見直しを行った結果、「行政改革の重点方針」(平成17年12月24日閣議決定)において、今後5年間で概ね10%引き下げるとされたところ。 また、有識者による技術的検証により、時間帯別電力量計の検定方法の見直しの方向性について結論を得たところ。	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
23 特定非営利活動促進法に係る申請書類の簡素化について (内閣府)	内閣総理大臣が所轄する特定非営利活動法人(NPO法人)については、内閣府令を改正し、住民基本台帳ネットワークシステムが利用できる場合には、申請書等への「住民票の写し」の添付を省略できるよう整備を行う。また、都道府県知事が所轄するNPO法人については、条例の改正により同様に措置することができることを、都道府県に対し周知する。	平成17年中に措置			(内閣府) 内閣府令を改正し、住民基本台帳ネットワークシステムが利用できる場合には、申請書等への「住民票の写し」の添付を省略できるよう整備を行った(平成17年4月1日)。 また、都道府県知事が所轄するNPO法人についても、条例の改正により同様に措置することができることを、都道府県に対し周知した(平成17年4月27日)。	
24 ボイラー運転時性能検査の認定更新における手続の合理化 (厚生労働省)	認定事業者が定める規程類等において、変更前と変更点がない重複する資料についての提出を不要とする旨を周知する。		措置		(厚生労働省) 「ボイラー等の連続運転認定要領に係る留意事項等の一部改正について」(平成18年3月14日付け基安安発第0314002号)により都道府県労働局に対して、「ボイラー等の連続運転認定要領に係る留意事項等について」(同日付け基安安発第0314003号)により登録性能検査機関に対して周知を図った。	
25 指定給水装置工事事業者以外が取り付けることのできる水栓金具の対象の明確化 (厚生労働省)	「厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。」(水道法第16条の2第3項ただし書き)について、水道関係担当者会議及びHPにて周知を図る。	措置済				
26 地方公共団体における監査制度の充実を図るための監査委員定数の自由化 (総務省)	監査委員の定数及び構成については、提案の趣旨を踏まえ、地方公共団体の判断による監査委員制度の一層の充実を図るため、地方行政の公正で効率的な運営の観点から検討することとし、その結論を踏まえ措置する。		措置		(総務省) 第28次地方制度調査会の「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申(平成17年12月9日)」を踏まえ、識見を有する者から選任する監査委員については地方公共団体の条例でその数を増加することが可能となるよう、地方自治法の一部を改正する法律案を通常国会に提出した。	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
27 水道事業の変更認可基準の緩和 (厚生労働省)	<p>現行では、計画給水人口が水道法施行規則で定める基準を超えて増加する場合は、変更認可が必要だが、水道施設の整備を伴わない場合であって計画給水人口のみが増加する場合は、変更認可を要しない「軽微な変更」として取り扱う。</p> <p>【水道法施行規則の一部を改正する省令(平成16年厚生労働省令第176号)】</p>	措置済(12月施行)				
28 NPO法人等が企画するツアーに関する旅行業法の適用範囲の明確化 (国土交通省)	旅行業法の適用範囲について、具体的解釈事例を盛り込んだ施行要領等を国土交通省ホームページにて公開する。	措置済				
29 公民館における料金を徴収する事業の容認 (文部科学省)	NPO法人等が公民館で映画上映会を行うに際して料金を徴収することは、現行の社会教育法第22条、第23条の解釈でも対応可能である旨の周知徹底を図る。	措置済				
30 市町村民税特別徴収の手続の簡素化 (総務省)	特別徴収税額通知書の様式について、納税手続きの簡素合理化等の観点から、地方税法施行規則に定める様式に統一するよう、再度周知を図る。	措置済				